

平成 1 9 年 1 2 月 4 日

平成 1 9 年第 4 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

平成19年第4回(12月)岬町議会定例会第1日会議録

平成19年12月4日(火)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 3 名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	副 町 長 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 副 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 岡 本 茂	教 育 部 副 理 事 兼 青 七 文 七 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事
兼淡輪公民館長 谷 口 桂 三

総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫

住民部住民生活課長 谷 下 芳 文

教育部学校教育課長 唐 門 通

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼議会係長 竹 下 雅 樹

会 期

平成19年12月4日から21日(18日間)

会議録署名議員

8番 谷 本 貢

9番 反 保 多喜男

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第4回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時でございます。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

辻下正純議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。8番谷本 貢君、9番反保多喜男君、以上の2名の方をお願いします。

辻下正純議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月4日から12月21日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月4日から12月21日までの18日間と決定しました。

辻下正純議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

石田町長 おはようございます。

平成19年第4回岬町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

12月1日に行われました岬町俳句&ハイク、この第2回目の吟行ですばらしい句が生まれました。「気にかかる キリンの首の12月」という句でございます。兵庫県からご参加いただき

ました方の句で、町長賞に選ばれた句でございます。北風が師走とともに強くなり、私どもでも首もとが少し気にかかる、涼しくなる、そんな時期に、あの首の長いキリンはどうなるんだろうという、本当に素直な句で、参加した方からも非常に高い評価を得た句でございます。

このように、師走になりまして、非常に寒くなってまいりました。議員各位におかれましても、健康には十分ご留意されまして、岬町の住民の皆様のために、なお一層のご活躍されますことをご祈念申し上げたいと思います。

さて、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、平成19年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件外補正予算9件、損害賠償の額の決定及び和解の件外事件案件1件、岬町住民活動センター条例を制定する件外条例を制定する件3件、岬町文化センター条例の全部を改正する件外条例の全部改正3件、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件外条例の一部改正3件、岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件外人事案件1件、以上でございます。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

辻下正純議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

辻下正純議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、和田勝弘君。

和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

耐震対策について、岬町には公共施設が何カ所ありますが、その中の義務教育施設に係る耐震対策計画について、質問いたします。

最近では、新潟中越沖地震がたび重なって発生しました。この地震において自宅が崩壊し、一時的に避難生活を余儀なくされ、不自由な生活を続けられる避難住民の早期の自立を願うものがあります。

さて、被災された多くの住民が、小学校、中学校や公共施設に一時的に避難し、いまだに避難生活を続けられています。こうした公共施設が適切な耐震対策が行われ、今回の強い揺れにも耐え、避難施設として利用できたことが、被害の程度が軽かったことと私は考えております。

また、我々の周辺地域でも震度4程度の地震が頻繁に発生し、東海沖地震、東南海沖地震の発

生確率が高まる中、地域住民の生命、財産、安全を守る地震対策は、地方自治の原点であり、何を置いてもまず実施しなければならない事業であると考えております。

本町においては、深日小学校体育館の耐震対策工事が完了されたと聞いていますが、他の義務教育施設における今後の耐震対策計画について、どのようにお考えなのか。特に避難場所に指定されている多奈川小学校体育館の耐震診断の有無について、お伺いいたします。

答弁をお願いいたします。

辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。岡田教育部長。

岡田教育部長 和田議員の耐震対策についてのご質問にお答えします。

公共施設の耐震計画について、特に避難場所の多奈川小学校体育館の耐震計画についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、多奈川小学校体育館については、岬町地域防災計画で避難所に指定されています。議員ご質問の耐震診断の有無については、平成15年度耐震1次診断を実施済みですが、今後3カ年計画で、体育館の耐震を実施したいと考えております。

辻下正純議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 具体的には、第1次耐震診断が実施済みのようですが、その診断結果について、また耐震工事が必要であるならば、その工事内容及び実施時期を明らかにしてもらいたい。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 議員の再質問にお答えいたします。

実施時期につきましては、平成20年度からの3カ年計画で、20年度は体育館の耐震2次診断を行います。その結果に基づき、21年度は耐震実施設計を行います。平成22年度は、実施設計に基づき耐震補強工事を行う予定です。

辻下正純議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 今、部長から3カ年計画の説明を受けましたが、しかし、東南海沖地震は、いつ起こるか分かりません。厳しい財政状況の中での難しいことと思いますが、児童・生徒を初め住民の安全と安心を守るために、一日も早く耐震対策を進めていただきたい。3カ年計画にとらわれず、早期対応について、町長の考えを答弁願います。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員のお気持ち、非常によく理解はできます。3カ年計画にとらわれず、一日も早くということですが、岬町の財政状況を十分勘案しながらでございますが、先ほどから教育部長が

答弁させていただいています計画に沿って、我々は進んでいきたいと考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、奥野 学君。

奥野 学議員 議長より許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

難問山積の町政運営ではありますが、岬町再生に向けて、石田町長初め理事諸兄の努力により一步一步前進していることに、大変喜びを感じる次第であります。

その第1点目は、去る10月10日に開園いたしました海釣り公園とつとパークであります。見学者を含め、開園以来、既に7,000人以上の方々が来場いただいたとお聞きしております。また、釣果も大いにあると聞き及んでおります。これからも引き続き多くの来場者を期待するところであります。

そして、第2点目は、11月26日の全員協議会において、国土交通省浪速国道事務所の担当者が来られ、第二阪和国道の淡輪ランプから和歌山市大谷間の岬町内の今後のスケジュールについての岬町議会での説明がありました。その説明によりますと、今年度中に地元説明会を開催し、平成20年度より本格的に測量調査、地質調査に入っていく手順とお聞きし、多くの先輩議員を初め皆様方の努力により、飛躍的に大前進することを確信いたしました。一日も早く和歌山まで延伸することが、岬町再生に向けての大条件であります。

さて、まず1点目の質問としまして、平成18年12月議会での一般質問の中で、私が提案いたしました企業誘致報奨制度をご検討いただき、12月7日の事業委員会で説明されるとお聞きしておりますが、概略で結構ですので、ご説明いただきたいと思っております。

そして、2点目の質問は、岬町立幼稚園送迎バスについてであります。現在、園児の送迎バスは、平成8年に開園しましたピアツァ5の送迎バスを赤バス運行に伴い、平成13年度より、園児送迎バスとして再利用してまいりました。新規登録が平成8年6月ですので、11年が経過し、走行距離も30万キロメートルも超えております。そして、ことしの10月中旬ごろに、孝子地区と淡輪望海坂で、突然、二度もエンジントラブルを起こしております。この運行につきましては、約50人の園児の利用があり、園児1人当たり2,620円の料金をいただいている運行であります。また、いつ、どこでとまるかわからない状態であります。園児の安全確保を最優先と考え、耐用年数の超えたバスを交換する必要があると考えます。

交換するには、新規購入であれば600万円、リースであれば1年間で120万円ぐらいかかるようにお聞きしております。そして、現在、運行している赤バスの中日臨海バスへの業者委託

という方法も検討いただくことを提案いたします。交換に当たって、新規購入、リース、業者委託等、町財政が大変なときではありますが、財政に大きな負担とならない方法でご検討をお願いしたいところであります。担当部長のご所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長 奥野議員の企業誘致報奨制度の概略についてということでございますので、ご答弁させていただきます。

　広く企業誘致につながる有益な情報を集めるために、奥野議員からもご提案をいただいております。企業誘致報奨制度をこのたび創設することといたしました。制度の詳細につきましては事業委員会でご説明させていただきますが、企業進出や工場新設に関する具体的な情報の提供をいただき、いただいた情報により、企業誘致が成功した場合に、その情報の提供者に対して500万円を上限として、報奨金をお支払いするものでございまして、来年の1月から制度を施行することといたしております。

　以上でございます。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 奥野議員の町立幼稚園送迎バス買いかえについての質問にお答えいたします。

　幼稚園送迎バスについては、議員のご指摘のとおりであり、園児の送迎をより安全に確保するよう、幼稚園PTA役員からも要望をいただいております。教育委員会としても、子供の安全な送迎を確保するため、早急に対応する必要があると考えています。買いかえに当たり、議員からは、新規購入、リース、園児送迎の委託等、一番適切な方法での対応を検討するようご提案がございましたが、今後の対応については、町財政に大きな負担をかけることのないように検討し、子供たちの安全を確保してまいりたいと存じます。

辻下正純議長 奥野議員。

奥野 学議員 ご答弁ありがとうございます。

　第1点目の企業誘致報奨制度でありますけれども、企業誘致報奨制度の創設をすることにより、あらゆる有益な情報を数多く集め、早期に優良な企業誘致ができることに期待いたしております。

　そして、2点目の質問の園児送迎バスも3方法でご検討いただけるというご答弁をいただきました。これからもよろしくお願いいたします。

　これから申し上げることは、我々議会内のことでありますが、財政の非常事態でありますので、以前より職員の皆様も給与のカットをしていただいております。そこで、私は、我々議会も議員

報酬のカットか政務調査費のカットもしくは全面凍結をも考えるべきであるというふうに思っております。その削減分を、些少ではありますが、有益なところに充当することを検討すべきであると切に願っております。

最後に、岬町再生に向けて、一步一步着実に前進させ、岬町民の不安を解消するために、引き続き石田町長初め理事諸兄の努力に大いに期待するところであります。そのためには、こういふときこそ、行政と議会がますます一体となり、岬町再生に向けて、岬町で住んでいてよかったと言われるように、いや、岬町で住みたいと言われるような町に再生なるよう、ともに頑張りたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

辻下正純議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

母子保健対策の充実、子ども政策、救命技術の普及・啓発、以上3点させていただきます。

最初に、母子保健対策の充実についてですが、妊婦を対象とした健康診断は、通常14回程度が必要とされておりますが、医療保険が適用されていないため、妊婦が経済的理由で健康診断を受けないケースが少なからずあるとして、本年1月、5回分の負担を市区町村に要望し、国は今年度予算で健康充実を含む少子化対策名目の地方交付税を昨年度の約2倍の約700億円にしたと聞き及んでおります。それにより、各自治体においては公費負担拡充への取り組みがなされております。多いところでは10回分、公費負担がなされておると聞いております。妊婦健診奨励は、お産の危険を減らし、結果的に高度医療の抑制、産科医の負担軽減につながる。公費負担は妊婦だけではなく、自治体にも有効との声もあります。経済的理由等により受診をあきらめる方を生じさせないためにも、5回程度の公費負担が原則であります。これらをかながみて妊産婦健診の無料化の拡充に対する本町の取り組みについて、見解をお尋ねいたします。

次に、子ども対策についてですが、石田町長は、町長就任以来、子育て支援策の充実については、重点的に取り組んでおられ、高く評価しているところでありますが、今後、さらに少子化対策や子育て支援について、基本となる理念の確立と有効的施策が必要になってくると思います。そういった視点から、町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

第1は、子ども条例の制定についてであります。国連においては、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、こどもの権利条約を1989年11月20日の国連総会において、全会一致で採択されました。そして、日本も平成6年に批准しており

ます。この条約は1924年に国際連合が採択した子どもの権利に関するジュネーブ宣言、1959年に国連が採択した子どもの権利宣言を受けて成立し、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という4つの包括的な権利を子供に保障しております。

現在、日本の子供たちは、平和で豊かな環境の中で育っていると思われがちですが、いじめ、犯罪、虐待といった子供たちの事件が相次ぎ社会問題となり、過度の競争社会と言われる中で、子供たちは日々どのような思いで暮らしているのでしょうか。非常に危惧を抱くものであります。

そうした中、先進自治体では、子供に関して、より効果的で実効性のある施策を推進するため、子供の権利、健全な育成等について、それぞれの自治体の実情に応じた基本理念の枠組みを定め、それに基づいた施策を統一的、体系的に展開するため、子供を初めとする住民の声を聞きながら、子ども条例の制定に積極的に取り組んでおります。直近では、大東市が大東市子ども基本条例を制定し、10月1日から施行されております。

子供は社会の宝、すべての子供たちが夢を持って健やかに育ち、また、すべての人が安心して子供を産み、育てることができる社会であるべきなのに、現実には、児童虐待やいじめなど子供の健やかな成長を阻害する社会問題が多くなってきている。また、親の子育ての負担感や不安感の増大などもあり、子供と子育て家庭を取り巻く環境が年々厳しくなっている現状、このような中で、すべての子供たちを心豊かで健やかにはぐくむためには、保護者、地域住民、事業者、学校、行政などがそれぞれの役割と責任を果たし、社会全体が一体となって子育てを支援することが大切であり、このことを大きく推進するために、子ども基本条例を制定し、すべての子供たちを幸せにするために、市民の意識の醸成を図るとともに、子供たちが夢を持って健やかに育ち、すべての人が安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを進めていきますとの趣旨で策定されております。

特色としては、可能な限り、法制用語や行政用語を排除し、わかりやすい言葉を用いて、市民に親しみやすいものにしている。子供の自立、自覚を促すという視点から、子供の役割を入れている。また、条例を策定するに当たって、子供たちの声をしっかり聞いております。当町においても、子供の権利をしっかりと条文化した子ども条例を制定すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、メディア教育についてですが、携帯電話の普及が広範囲にわたり、所持者が低年齢化し、子供たちにとって生活必需品になりつつあります。一方で、情報技術を悪用した犯罪が増加、最近では凶悪事件に及んだやみサイトの存在に恐怖感を覚えた人も少なくないはずで、子供たちが、こうした犯罪の被害者や加害者となる可能性は高まっております。こうした危惧を解消する

ため、携帯電話やインターネットの危険性を授業の中で疑似体験できる情報モラル指導コンテンツの開発に取り組んでいる自治体もあります。パソコンでネットの世界を遊泳していると、人間の感覚や思考の回路そのものが変わってしまうとも指摘されております。インターネットの進化は、今後もはかり知れないものがあると思います。人間のぬくもりを見失うような情報システムに目を光らせ、子供たちを守っていかねばと思います。

また、乳幼児についてもメディアづけに対する取り組みをなされている自治体もあります。保健所の乳幼児健康診査時、例えば1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査の間診項目には、テレビやビデオの視聴の項目を追加し、1日のテレビやビデオの視聴時間を尋ねるなどしているそうです。

啓発と指導については、1、長時間のテレビやビデオの視聴は、親子が顔を合わせ、一緒に遊ぶ時間を少なくし、子供の言葉や心の発達に影響を及ぼすと言われています。2、テレビやビデオの視聴は、時間を決めて、正しい姿勢で、2メートル以上距離を置いて見ましょう。3、授乳中や食事中は、テレビやビデオを視聴するのはやめましょう。4、子供の部屋には、テレビやビデオを置かないようにしましょう。5、テレビやビデオ等を上手に利用するルールをつくりましょうなど、メディアづけの影響と注意事項を記載し、保健所の乳幼児健康診査時、受診者全員に配布しているそうです。また、啓発用ポスターを作成し、保健所、地域、子育て支援センターに配布するなどしているそうです。

また、こうした先進自治体に倣うことも非常に大事だと思いますが、また、当町におけるメディア教育の取り組みについてもお尋ねしたいと思います。

次に、救命技術の普及・啓発についてですが、心肺停止時などの際の救命率の向上を目指す自動体外式除細動器（AED）の設置・普及が各地で急ピッチに進められております。救急車は、要請から約6分半で現場に到着します。その6分半の間に心肺蘇生が行われるか否かが救命のチャンスの増減に大きくかかわります。また、救命に至った場合の社会復帰率にも影響するそうです。住民の命を守る立場から、庁舎や公共施設への設置はもちろんのこと、身近に設置することが救命につながることも、また、それにあわせて広く住民への啓発と講習を実施することが喫緊の課題と思いますが、設置状況、啓発と講習の状況はどうなっているのでしょうか。また、今後の取り組みについてなど、当町の見解をお尋ねしたいと思います。

質問は以上であります。

辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。芦田福祉部長。

芦田福祉部長 川端議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の妊産婦健診の無料化の拡充についてであります。近年、高齢やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の経済的理由により、健康診査を受診しない妊婦さんも見られるところでもあります。そのような中で、母体や胎児の健康確保を図るという意味から、妊婦健康診査の必要性が一層高まってきているところでもあります。また、妊婦健診の公費負担の充実を図り、妊娠中の負担を軽減することは、妊娠、出産に係る経済的不安を軽減し、少子化対策の一助になるものと考えられます。

現在、妊婦が受けるべき健康診査の回数については、先ほど川端議員がおっしゃられましたとおり、14回程度が望ましいとされているところでもあります。厚生労働省は、この中で5回の公費負担を実施するよう市町村に求めています。岬町では、現在、1回分のみを公費負担しています。大阪府内43市町村中33市町村が岬町と同じ内容の程度であります。しかし、来年度はこれを拡充し、ほとんどの自治体が複数回の公費負担を行うものと見込まれます。本町におきましても、危機的な財政状況ではありますが、大阪府下の市町村の状況を見つつ、一挙に5回は困難ではありますが、3回の補助を来年度から実施することで、制度の充実を図ってまいりたいと考えています。

2点目の子ども基本条例の制定についてであります。子どもの健やかな成長をはぐくむ子育て力や教育力のあるまちづくりを町と住民とが協働して進めるためには、子供の基本的人権を明確に位置づけて、その目指すべき方向性を基本理念として掲げるなど、基本となる部分を住民に明らかにした上で、子育てのためのさまざまな取り組みを行う必要があるというのが、川端議員のご提案であるというふうに認識しています。

また、町としても、そういうような骨組みが必要であるというふうにも考えております。ご提案の子ども基本条例は、大阪府がことしの3月に大阪府子ども条例を制定しております。その中で、すべての子供はかけがえのない存在であり、生まれながらにして人としての尊厳を有すること、その尊厳を守り、健やかな成長を支えることが、大人や社会の責務であるとうたっています。

一方、区市町村レベルでは、全国的にもまだ少なく、直近では、大東市がことしの9月に制定したと聞いております。各市町村の条例の内容は、子供の権利の原理や原則を定めたもの、子供の権利救済の個別の課題に対応したもの、子供の権利に関する理念と子供施策を推進する原則を定めたものというように、内容は若干異なっておりますけれども、子供の権利擁護の視点では統一されているように見受けられます。

本町では条例は定めておりませんが、平成14年3月に策定した第2次母子保健計画でのリプロダクティブヘルス（妊娠・出産・育児など性と生殖に関する健康と権利）の考え方、あ

るいは平成17年3月に策定した次世代育成支援行動計画での基本理念、豊かな自然と地域の力に包まれて、一人一人の子供が、親が、輝くまちづくり、あるいはその中の3つの基本的視点の中に、子供の人権の尊重と地域でともに育てるをうたっているように、こどもの権利条約の考え方に沿った理念として、この計画の中に取り入れ、子供の権利とそれを守り育てる親はもちろん、大人、地域社会全体の取り組みの必要性を認識して、具体的施策を位置づけているところであり、ます。このような現状を踏まえて、子ども基本条例の制定につきましては、その必要性、効果などをさらにさまざまな角度から調査・研究をしてみたいと考えています。

次に、乳幼児期保護者のメディア教育に対するご質問であります。乳幼児期におけるテレビやビデオあるいはテレビゲーム等のメディアに対するつき合い方につきましては、平成16年に、日本小児科医会が、子供とメディアについての提言を発表し、その中で、川端議員が先ほど5点を申されました。2歳までのテレビ・ビデオ視聴は控える。授乳中・食事時の視聴はやめる。1日2時間までが目安。子供部屋にメディア機器は置かない。保護者と子供の間で上手に利用するルールをつくる。この5つを提唱しています。

これは、もちろんテレビ等のメディアが、すなわち悪という決めつけではなく、それらは現在の社会生活上の重要な情報伝達のツールであり、適切に利用することによって、家族の団らんや気分転換にもつながり、また、学習機能は有効に活用されるべきものであるという前提で、しかし、それに安易に寄りかかることの子供への影響を警告しているものと考えられます。

具体的には、視力への悪影響は、テレビが登場してきた当初から指摘されていましたが、テレビやビデオを早くから見せておけば、言葉や知識等の発達等を促すだろうとの誤解への警告でもあります。言葉は聞くだけでは発達しません。乳幼児期に大人とのスキンシップやコミュニケーションをとることで、そのような相手のある心と体の実態的な関係の中で、言葉の意味やそのニュアンス、表情の出し方を覚えるという指摘がされているところです。

岬町の現状ですけれども、岬町の保健センターでは、小児科医学会から提言がされる前から、1歳半健診の問診票の事前アンケートで、テレビ・ビデオを1日どれくらい見えていますかと問うとともに、健診当日の保護者との面談で、つけっ放しで、子供が見るに任せている、長時間見せている、あるいは見る番組が偏っている等の実態があれば、1日2時間以内にする。つけっ放しではなく、見る番組を決めて、そうでないときは消す。見るときは一緒に見て、対話をしながら、親子で楽しむ等の指導を行うとともに、可能な限り、子供とのスキンシップや対話や遊びという直接のかかわりの時間をつくる努力をしてほしいと訴えてきているところでもあります。

ちなみに、平成18年生まれの1歳半健診時の問診票のデータをここで公表したいと思います。

テレビ等を見る時間、2時間以内、99人の方に問い合わせをしましたが、そのうち65人、66%の人が一応2時間以内ということであります。2時間を超えて4時間までの人が21人、4時間を超えているという人が6人、記入なしが7人です。4時間を超えている人あるいは2時間を超えている人につきましても、2時間以内に抑えるようにという指導をしているところであります。

乳幼児のメディア接触の影響につきましては、まだ科学的な分析によるデータと、それに基づく研究は始まったばかりだと聞いています。しかし、要は安易な利用や寄りかかり、ひたひた過ぎが、家族の間でのコミュニケーションやつながりをつくることを阻害することが問題である。すなわち利用の仕方やつき合い方の問題と考えられます。

今後、乳幼児期という成長の大切な時期におけるメディアとのかかわりに対する専門家等の研究報告や意見に注目しながら、乳幼児を持つ保護者の方々に対して、適切な対応をとっていきたいと考えております。

以上であります。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 川端議員のメディア教育について、お答えします。

学校における情報モラル教育の内容は、大きく2つに分けられます。まず、その1つは、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てることです。2つ目は、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術などの意識が上げられます。

本町の各小・中学校においては、情報化を推進するための指導計画等を作成し、情報モラルに関する校内研修も行っております。情報モラルに関する指導においては、人の悪口を電子掲示板に書かないなど、ネットワークを利用する際のエチケットに重点を置いて取り組んでおります。また、児童・生徒が巻き込まれた事例の多くは、保護者が契約した携帯電話やインターネットの回線の利用によって起きています。そのため学校の指導だけでなく、保護者による家庭での指導が重要です。学校では、保護者への啓発活動を学校だよりや学級だより、保護者懇談会等で行っておりますが、今後も引き続き、保護者と連携した情報モラル指導を行ってまいりたいと思っております。

辻下正純議長 次に、中口総務部長。

中口総務部長 川端議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問のAEDの普及についてでございますが、以前であれば、AEDの使用については、医師や救急救命士など医療従事者しか許可されておりましたが、2004年7月から

非医療従事者、つまり一般の方々にも使用が認められるようになりました。心臓突然死の多くは病院の外で発生するため、こうした人々を救命するためには、現場に居合わせた一般の方々の理解と協力が欠かせません。このAEDの普及・啓発に関しましては消防本部の所管業務となっており、町の広報紙であります岬だよりに、随時AEDの取り扱い講習並びに設置について広報していると聞き及んでおります。

次に、講習会の実施件数と設置箇所数でございますが、岬消防署の資料によりますと、平成17年1月から12月でございますが、22回、402人、平成18年、41回、622人、本年、平成19年1月から10月末まででございますが、24回、820人、延べ人員といたしましては、この3カ年で1,844人の方が受講されておられます。また、AEDの設置箇所につきましては、本年11月現在で、公共施設では、岬町役場を初め健康ふれあいセンター、保健センター、岬高等学校、青少年海洋センターの計5カ所、7台を設置しております。また、民間事業所では、大阪ゴルフ、岬カントリー、みさき公園、海風館、とっとパーク（海釣り公園）等、計6カ所、8台が設置されていると聞き及んでおります。

今後におきましても、所管といたしまして、消防本部が担当いたしますが、AEDの必要性、重要性につきましては、町においても十分認識しており、いざというときに備えて、公共施設はもちろんのこと、民間事業所においても、AEDを設置していただくように、消防本部と調整し、広報紙等に掲載し、また地域の方々にも、訓練時並びにいろいろな機会をとらまえまして、周知してまいりたいというように考えております。

また、このAEDの取り扱いにつきましては、女性消防団の活動の一環といたしまして、この4月から11月まで、延べ10時間にわたり応急手当指導員認定の講習を受講され、この12月に、女性消防団全員（14名）が応急手当指導員の資格を取得され、消防本部とともに、AEDの取り扱いの指導を含め、普及・啓発に努めることとしておるところでございます。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

辻下正純議長 川端議員。

川端啓子議員 ありがとうございます。

妊産婦健診の無料化の拡充については、来年から3回の補助を実施するという前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。本当に厳しい財政状況の中、これをしてくださるということは本当ありがたいことだと思います。また、さらにできるだけ、5回、またそれこそ10回、14回というふうに向けて頑張りたいということをお願いしておきます。

それと、あと、子どもの基本条例の制定についてなんですけども、研究していくということ

お聞きしました。しっかり研究して、制定していただきたいなというふうにお願いします。

あと、やはり子供の権利ということなんですけども、子供たちの自分にかかわりのあることに意見を述べる権利ということも大事だと思います。やはり子供たちも岬町の住民の一人であるという意識を持ってもらうということ、その意味でも、子供たちにとって、自分たちの意見や考えを聞いてくれる場があり、岬町の現状を知り、そして将来像を忌憚なく語り合える場が保障されるということは、大変重要で意義があると思うんですけども、そういう場所として、子供の考えを聞く場として、子供議会や子供会議を定期的で開催していくということも大事なと思うんです。子供議会については、以前、ちょっと忘れちゃったんですけども、何年前かに、小学生の子供さんを対象に、子供議会を開催されたことがあるんですけども、やはりできたら中学生の方になってきたら、いろんな考え、また違った考えも持ってますし、本当に、この岬町、将来の岬町をどうしていこうというふうに、いろんな、中学生ぐらいになったら考えを持っていると思いますので、そういう方たちの意見を聞く場所というのを考えていかなければいけないと思うんです。それについて、町長のご所見を伺いたしたいと思います。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 川端議員のご質問にお答えさせていただきます。

私が就任させていただきましてから、一度、中学生の各学年の代表者と懇談を持たせていただいたことがございます。確かに、そのときにたくさんの子供さんらしい、しかしまた、一住民としての的確な指摘等もあったように思っておりますので、また、そういった機会がとれますよう、教育委員会と十分調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 川端議員。

川端啓子議員 ありがとうございます。

今、町長のお話聞いたんですけども、そういうことがあったということを私たちは知らなかったんです。ですから、もっとそういうことがあったと知らしめれるような、公なそういうのを設定していったほしいなということを要望しておきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

辻下正純議長 川端啓子君の質問が終わりました。

次に、辻下文信君。

辻下文信議員 議長の許可を得ましたので、2点質問させていただきます。

まず初めに、図書行政の充実についてですが、ご存じのように、過去に住民要望の多かった図

書館の建設について、現在の岬町の財政状況下におきましては、すぐにできないことは理解できるとしても、図書に関心のある住民の多いことを考えれば、当然、今ある図書室を充実させねばなりません。ところが実態はどうでしょうか。平成18年度決算を見てもわかるように、学校図書に比べて、社会教育である公民館図書の購入費が大変少ないと言わざるを得ません。特に公民館図書を学校へ貸し出していることも考慮すれば、なおさらです。閲覧スペースにも限りがあると思いますが、蔵書冊数をふやすだけでなく、もう少し多く新刊書と入れかえる必要もあると思いますが、いかがでしょうか。

そこで、図書館建設ができないのであれば、それにかわる対策と公民館図書室の蔵書数全体に対する新刊書の割合を教えてくださいたいと思います。

それと、もう一つ、図書の充実を目指して、図書の広域化を提言したいと思います。最近、公民館図書をよく利用されている方々、それも小さいお子さんをお持ちのお母さん方から、借りたい本が公民館図書室には少ないとよく聞きます。私は、公民館図書室にない本は、少し日数がかかるが、図書室を通じて大阪府立図書館に申し込めば、借りることができるから問題がないと思っておりました。ところが、小さいお子さんをお持ちのお母さん方は、借りる本がわかっている場合、それができるが、本の内容を見た上で借りたい場合が結構多いということです。

具体的に言いますと、岬町の図書室には幼児向けの本が少ないので、隣の阪南市立図書館を利用した場合、子供と一緒に本を見て、借りたい本があっても貸し出してもらえないので、何とか借りれるようにしてもらえないかということです。熊取町図書館については、広域サービスを視野に入れ、近隣市町への貸し出しを可能にしておりますが、財政状況の変化により、図書館運営費についても厳しくなっており、今後、経費の面で、近隣市町とも検討の必要性がありとっております。

ちなみに、岬町から遠い熊取町図書館でも、岬町だけで、延べ、平成17年度の登録者数204人、貸出人数436人、貸出冊数2,081冊ありました。近い阪南市立図書館で貸し出し可能となれば、熊取町図書館よりさらに利用者のふえることが予想されます。このようなことから、最後に図書行政の広域化について、どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。

心の教育ということで質問したいと思います。11月16日の、これは日経新聞朝刊の1面に、昨年度に全国の小・中・高が認知したいじめの件数が12万4,898件と載っていましたが、学校だけでなく、社会問題として、毎日のように、人間として考えられないような事件が新聞や

テレビ等をにぎわしております。自分の一方的な都合だけで、何の関係もない人を誘拐したり、傷つけたり、殺害したりという、残虐な事件が多発しております。特に驚くのは、親が子を、子が親を、また孫が祖父や祖母を傷つけたり、殺害したりと、昔では非常に少なかった聞くに耐えられないような肉親間での事件が、頻繁に起こっているということです。このことは幾ら個人主義の時代といっても、肉親間にまでその信頼関係が失われてきているあかしではないでしょうか。物の豊かさを求め、高度経済成長という手段で大きく発展してきた我が国であります。大事な何かを置き忘れてきたような気がしてなりません。

学校教育におきましても、父兄の理不尽な要求に備えて保険を掛ける先生がふえてきているとニュースで聞き、唖然としました。このようなことは、社会全体に人間相互の信頼関係が非常に薄いものとしてはびこってしまった結果だと思えます。平和な国日本といって喜んではおれませんが、個人主義が浸透し、人それぞれ自分らしい生き方を選ぶのはすばらしい生き方だと思えますが、履き違えて、人を巻き添えにしてまで自分勝手に主張する人々がふえていないでしょうか。国家や社会を支えているのが一人一人の人間であることを考えるなら、人間の成長なくして、国家や社会の発展がないと言えます。

その意味で、もう一度、人間の心の成長について、行政として取り組むべきものは何なのか考えてみる必要があるように思います。知識や技術の習得を目指す学力の向上も大切ですが、それらを使いこなせ、他人のことを考えられる心の成長も非常に重要なことだと信じております。

これは10月10日付の日経新聞夕刊に載っておりましたけれども、「大阪府も心の病予防支援」という見出しで、大阪府が、心の病の予防や長期休職する中小企業従業員の職場復帰などサポートする対策の導入に向け、来年度にも初の実態調査に乗り出す方針を固めたという記事でありました。このように行政も心の問題に取り組み出したということは、現代社会を反映しているとはいえ、大きな意義があるように思います。

私は、第3次岬町総合計画の冒頭に載っている「笑顔あふれる いきいきタウン みさき」をうたい文句に終わることなく、真にその実現を願っております。我が町におきましても、本当に住みよい、楽しい、安らぎのある町を目指すのであれば、人間同士が互いに信頼し合い、助け合い、思いやりの心をはぐくむような取り組みが必要なように思いますが、教育現場として、学校教育、社会教育でどのような取り組みをなさっているのか、教えていただきたいと思えます。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 辻下議員の図書行政の充実について、お答えいたします。

公立図書館につきましては、住民の方々が、教養、文化、情報等の発信基地として、切に建設

を望まれていると理解しているところです。しかし、財政健全化計画を推進している状況下において、公立図書館の建設を推進することは非常に厳しいところです。

それにかわり得る対策としては、淡輪公民館図書室を中心に、深日地区にアップル館、多奈川地区に文化センター図書室、孝子地区に孝子小学校図書室があり、それぞれ連携をとりながら、住民の方々に提供しているところです。また、住民の方々のリクエスト図書等において、淡輪公民館図書室を中心に、現在実施している大阪府立図書館ネットワークを活用しつつ、庁内施設の図書室との連携をより一層緊密にしながら、さらなる充実を図っていきたいと考えております。

さらに、今年度からアップル館を子供の居場所づくりの中に位置づけ、ボランティア団体の協力によって、本の選択の充実や読み聞かせ活動の展開に力を注いでいるところです。

議員ご質問の新刊書の割合でございますが、淡輪公民館は、蔵書数3万4,258冊中、今年度の新刊は249冊で0.73%、アップル館は、蔵書数1万4,309冊で、新刊数98冊で0.68%、文化センターは、蔵書数5,114冊で、新刊数79冊で1.54%、岬町トータルいたしますと、5万3,681冊中、新刊数が426冊で0.79%でございます。

辻下正純議長 田中教育長。

田中教育長 辻下議員の図書館の関心の2つ目の質問にお答えいたします。

図書行政の広域化についてでございますが、近隣では熊取町以外は、広域的に貸し出ししていないのが現状でございます。例えば、以前からのご意見でございました阪南市立図書館との広域化、連携を図るといことになると、住民の利便性は増すことと思っておりますが、応分の負担を求められてくると思っております。現在の財政状況におきましては、図書館の広域化、連携を図るために、即座に財政負担をふやすことは難しいと考えております。今後とも、町立図書室等の充実に努めるとともに、近隣の図書館・図書室の広域化を含めた連携のあり方を今後とも研究・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 辻下議員の心の教育について、お答えいたします。

議員がご指摘の心の教育については、これからの社会を担っていく子供たちに、学校・家庭・地域社会が一体となって、命の大切さや思いやる心、善悪の判断などの規範意識や公共心など、豊かな心の育成を図ることが求められています。

そこで、各校におきましては、道徳の時間はもとより、教育活動全体を通して心の教育の充実を図っているところでございます。その際、教職員と児童・生徒及び生徒相互の人間関係を深め

るとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、自然体験やボランティア活動、奉仕・体験活動等を通して、豊かな情操を養うよう努めております。

心は人と人との間にあって、さまざまなやりとりを通じてはぐくまれます。日々の生活の中で対話を繰り返し、さまざまな出来事を経験していくことが、心をはぐくむこととなります。このように、子供たちの直接体験を豊かにし、喜びや充実感を体得させるとともに、思考力・判断力などを総合的に高めることができるよう、今後も地域や家庭と連携をしながら、豊かな人間性を培っていけるよう、取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、社会教育の分野ではどうなのかというご質問でございますが、社会教育の分野では、岬町地域教育協議会が主催するふれあい教育フェスタにおいて、今年度は260名の参加があり、子供と大人、大人と大人、子供と子供が交流するなど、ぬくもりのある取り組みが展開されているところでございまして、人間の心の成長を岬町の子供たちを1つのえにしとして、大人たちが集いつつ、大人たちも学ぶ場になっているというふうに考えております。

今年度のフェスタの参加人数、間違いました。今年度は2,600名の参加がございました。
辻下正純議長 辻下文信君。

辻下文信議員 ただいまの答弁につきまして、図書館にかわる対策として、私としては、特に公民館と学習室の確保を何とかできないものかということや、お話会のような図書を利用した活動をさらに積極的に拡大して、図書利用者の声を聞くための投書箱、意見箱というか、そういったものを各図書室に設置してほしい。

それから、広域化の問題については、これは相手側の条件次第ですけども、私が聞いているところによると、何か応分の負担ということで、阪南市の方は人口割合で何とか負担してくれないかというようなことで、800万と言ったか、何かかなり大きな金額を提示されておられるらしいんですけども、私は人口割合やなしに、図書を利用されている方々というのは、人口の割合からすれば、まだまだ少ないと思います。利用者割合という観点で、今後、交渉をしていってほしい。これ、図書の問題については、一応要望しておきます。

それから、心の教育についてですけども、具体例も多少入れていただいて、ありがとうございました。何かそういった学校教育や社会教育の中で取り組んでいく中で、問題点等あれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 辻下議員の再質問にお答えいたします。

岬町の小・中学校では、ボランティア活動及び事業協力校（福祉協力校）の指定を受け、福祉

にかかわるさまざまな活動を系統立てて実施しています。例えば、小学校では、ひとり暮らしのお年寄りとの交流を行い、手づくりの紙芝居やゲームをするなど、高齢者との触れ合いを通して、優しさ、いたわり、思いやりなどの気持ちをはぐくむ活動を行ったりしております。また、中学校においても、知的障害者授産施設「工房みさき」との交流、全校一斉のいじめに対する学習などを通して、それぞれ個の持つ豊かな違いを尊重し、ともにつながり、高め合える集団づくりに取り組んでおるところでございます。

ただし、議員が問題点とおっしゃいましたけれども、学校のそのような地道な取り組みがある一方で、マスコミ等で非常に毎日悲惨な事件が報道される。それを子供たちが見ていると。学校の取り組みが先生方の努力で充実していったんですけども、一方で、マスコミの中では、非常に悲惨な事件が繰り返し報道されるということが、現在の大きな課題ではないかと考えております。

辻下正純議長 辻下文信君。

辻下文信議員 ありがとうございます。

幸い、まだ岬町ではそういった大きな事件、そういったものはまだ余り耳にしておりませんが、予防が何より第一なんで、そういったことに神経を配って、今後ともますます積極的な活動を展開されるよう要望して、一般質問を終わりたいと思います。

辻下正純議長 辻下文信君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は1時から再開しますので、よろしく申し上げます。

(午前10時56分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

辻下文信君は、足療養のために退席となっておりますので、ご了承願います。

次に、中原 晶君。

中原 晶議員 日本共産党の中原 晶でございます。

寒さが大変厳しくなってきました。灯油やガソリンの相次ぐ値上げで、住民生活もより厳しくなっております。来年度の予算編成の時期に差しかかっていると思いますが、厳しい住民生

活の実態を直視し、一番身近な地方自治体として、岬町がその役割を果たすよう申し上げて、質問を始めさせていただきます。

まず初めに、妊婦健診について質問をいたします。この件については、午前中、川端議員からも質問があり、答弁も得ておりますので、それにつけ加えた点について、1点質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、3回というご回答があったかと思いますが、厚生労働省の通知では、妊婦健診の受診回数は14回が望ましく、公費負担も5回以上を原則に、14回が望ましいというふうに自治体に対して言っているわけでありますから、公費負担5回以上を原則にということをとらえて、さらに3回ではなく、さらに回数をふやすべきではないかと考えます。その点について、1つお答えいただきたいと思います。

2つ目に、子育て支援にかかわって、子育て支援センターについて質問をいたします。

一昨年10月にオープンした子育て支援センターは、職員の皆さんの努力もあり、たくさんの子供連れで連日にぎわっております。職員が少ない中でも工夫をし、定期的に相談活動や講座にも取り組み、毎日のように遊びに来る親子も見られるとのこと。利用者数もふえ、500人近い利用者が訪れる月もあるとお聞きをしております。これは子育て中の親に、支援センターのような親子が気軽に遊びに行ける場所が待たれていたということであると考えます。

他の自治体に比べ、開設にはおくれはとったとはいえ、虐待防止や少子化など、さまざまな面から日常的に子育ての支援ができる施設が開設され、実際に親しまれており、町としての努力も一定の評価できると考えております。そこで、子育て支援センターをさらに安全で安心して利用できる施設として充実させるために質問をいたします。

1つは、施設の面であります。子育て支援センターは、老朽化が非常に激しくなっています。今後どのように補修を進めるのか、計画をお示してください。

もう一つ、職員の配置についてお聞きします。現在は、正職員1名、臨時職員2名の3名体制ですが、増員が求められると考えます。今後の増員についてのお考えをお示してください。

次に、安全対策として、上孝子の踏切について質問をいたします。

この件については過去にも一般質問があり、それを踏まえた上で質問いたします。上孝子の踏切の危険性については、一度でも通ったことがある者であれば、よくご承知だと思います。踏切と国道が接近しているため、車が安全に待機するスペースがなく、大きな事故が起こっていないのが不思議なぐらいであります。まず、この踏切の危険性についての認識を改めてお聞きしたいと思います。

あわせて、今より少しでも安全に通行できるように対策を講じる必要があると考えます。これまで、町としてさまざまな努力を行ってきたことは以前の議会で答弁されていますので、それ以後、どんな努力をしてきたのか、また、今後の安全対策についてのお考えをお示してください。

続いて、情報公開について質問をいたします。

住民の方から、町の条例をインターネットで見られるようにしてほしいとお訴えをお聞きしていました。条例は議会のたびに改定されるにもかかわらず、最新のものを見ようと思えば、役場内のパソコンでしか見られないという状況でした。私たち議員にも、製本したものは何年かに一度しかか渡されず、製本しても議会ごとに変わっていくので、正確な情報を入手するのに時間がかかっていました。住民に開かれた町政という点からも、岬町のホームページ上での公開が求められていました。聞くところによると、先日、12月1日からネット上での公開がなされたという聞き及んでおります。これは他の自治体と比べますと、遅きに失したとはいえ、前向きな努力であり、評価できると考えております。どのようなものが公開されたのか確認しようと、岬町のホームページにつないで見ましたが、私は見つけることができませんでした。どのようにすれば見ることができるのか、具体的にお答えください。また、公開されている内容について、例規集すべてを載せているのか、条例のみなのか、お答えいただきたいと思っております。

次に、町財産の有効活用について提案をいたします。

町財産の有効活用については、かねてから町長みずから積極的なお考えをお示しですが、今回、町営住宅の空き室を住民団体等に貸し出し、活用することを提案をいたします。これは住民の方から寄せられた意見ですが、町財政や財産の有効活用などの観点からも有意義であると考えます。特に現在、多くの空き室を備えている緑ヶ丘住宅を利用してはどうかと考えますが、町の考えをお示してください。

最後に、ごみ行政について質問します。

ごみの有料化については3月議会でも質問したところでありますが、少し時間が足りませんでした。今年度から資源ごみの回収の地域や回数がふえたこと、また来年度から一部有料化が始まることなどもあり、改めて質問をいたします。

今年度から資源ごみの回収については、ペットボトルの回収地域をモデル地区のみから町全域に広げたり、資源ごみの回収回数もふやしています。ごみを出すかごの出し入れで、班長の皆さん方にはご苦勞をおかけしているところと思っておりますが、資源を生かす取り組みを進めたことについては、評価できると考えております。

現在は年度途中ですので、回収量の比較検討がしばらくは時期ですが、ペットボトルの回収量に

については明らかに増加しているとお聞きをしております。今後、さらに資源ごみの回収を広げ、ごみになるものを減らすために、行政と住民との協力が不可欠だと考えます。今後のごみ行政の施策や有料化の考えをお示しいただきたいと思っております。

私の質問は以上です。

辻下正純議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

1点目の妊婦健診の件でありますけれども、厚労省の通知14回が望ましい。財政が厳しい折についても5回程度を原則とするという通知があることは承知しているところであります。しかしながら、岬町の財政状況あるいは周辺の市町村のこの件の取り組み状況から考えて、現在、3回という形でお答えをしているところであります。回数等につきましても、岬町の財政状況なり、大阪府下の市町村のこの取り組みについて、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の子育て支援センターの件であります。

1点目の老朽化した施設の整備計画でありますけれども、まず、子育て支援センターの施設自身は、緑ヶ丘保育所として、昭和47年に建設され、築35年を経過しているため、老朽化が著しい状態で、その都度、補修の必要性があるという認識はしているところであります。

過去の整備工事あるいは補修工事の実績としまして、平成11年度に漏水の補修工事、平成12年度には外壁の全面改修工事、平成13年度には保育室の冷暖房設備設置工事、平成14年度に公共下水道の接続工事、平成16年度に給水管の全面布設がえ工事と遊具補修工事及び遊戯室の天井補修工事、平成17年度に雨漏りの補修工事、平成18年度、19年度につきましては、テラス部分の補修工事を行ってきたところであります。

今後、支援センターの整備・補修につきましては、保育所も含め、各施設の補修必要箇所の優先順位をつけ、工夫しながら計画的に補修してまいりたいと考えています。

次に、子育て支援センターの職員の増員についてであります。

昨年10月のオープン以来、利用者が徐々にふえてきており、今では、1日に15組から20組の親子が支援センターを利用するようになってまいりました。センターでは、育児相談や子供についての悩みを相談する子育て相談事業、子育て中の保護者にほっとしてもらえる空間づくりのつどいの広場事業、子育てグループの活動支援事業、年間10回程度を予定しています専門講師による保育講座、週2回開催の子育てネットスタッフによるあそぼっと事業、絵本や紙芝居の貸し出し事業、月2回開催の親子で楽しめる遊びを紹介する子育て講座、月刊発行の子育て情報

紙「みどりっ子」、さらに関係機関との連携で、週1回の保育所看護師による育児相談、月1回の保健師による乳幼児相談、逆に保健センターへの月1回の出張講座、夕涼み会や運動会、保育所との交流行事等、各季節ごとのイベントも含めて、大変好評を博しているところであり、これに対応するため、平成19年度当初におきましては、スタッフ職員2名の増員を図ったところがあります。

今後につきましては、懸案になっていると考えられます父親の保育講座の開催や、土曜日・日曜日の施設開放、あるいは一時保育事業の実施等の課題に対して、現行の体制では困難ではないかと考えております。その一方で、保育所の保育士数も限界にきており、職員の増員も困難な状況であります。今後の対応としては、まず、現在行っている事業の質を向上させ、事業の展開を一步一步積み重ねていく中で、保護者のニーズの把握と、それがどのようにしたら可能かを検討していきたいと考えております。

辻下正純議長 次に、松永事業部長。

松永事業部長 中原議員の孝子の危険踏切と町営住宅の空き室の貸し出しについて、答弁させていただきます。

まず、孝子の危険踏切と言われる上孝子への入っていく踏切、孝子2号踏切でございますが、これにつきましては、町の認識ということでございますが、町といたしましても、以前から危険踏切であるというふうに認識しておりまして、さまざまな努力をしてきたことは、議員もお示しのとおり、以前の一般質問でも答弁させていただいたとおりでございます。それ以降、あのときも同じように答弁させていただいたんですが、町の厳しい財政状況で、町独自で改良していくというのはとても困難ございまして、国土交通省の抜本的な改善をしないと、なかなか難しいということでございまして、例えば国道をもう1本、中孝子側に振るとか、そういうふうな状況にするか、別のところから踏切をつくって、新たに踏切道をつくり直すというようなことが必要でございます。これは以前からも、そういう形態で改良できないかという判断をしておりましたところでございますが、今後の見通しといたしましては、将来的には改良していく必要があるということございまして、第二阪和国道、ちょうど孝子駅のすぐ裏側といいますが、国道で駅を挟んで山側のところを通りますので、この延伸が計画されるということは、当然、工食用進入路等も、その踏切を渡って進入路をつくらなければならないということございまして、この第二阪和国道の延伸が事業実施されるときには、周辺地区への影響も大きいと考えられますので、それとあわせて孝子2号踏切の改良が行われるように、国にも働きかけていきたいというふうに考えております。

続きまして、町営住宅の空き室、緑ヶ丘住宅というふうにお示してございましたが、本町におきましては、町営住宅は、現在、緑ヶ丘住宅と多奈川小田平住宅、多奈川平野北住宅には、一般公募によって入居者を募集しているところがございますが、緑ヶ丘住宅につきましては、毎回、入居希望はありますが、現状では空き家が生じているという状況でございます。

また、公営住宅法第45条、岬町営住宅条例第40条では、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、社会福祉法人やNPO（特定非営利活動法人）等に住宅として使用させることができると規定されております。これらのことから、緑ヶ丘住宅は、いわゆるNPOや社会福祉法人には住宅としての貸し出しができるというふうなことに該当するということとなりますが、本住宅におきましては、なぜ空き家が多いかといいますと、浴室がないとか、住戸が狭いというような問題がございますので、このような条件のもとで、グループホームなど、社会福祉法人等がご利用される希望者がおられるのかどうかということが、1つの問題点としてあります。それと厳しい財政状況の中で、住宅施設の改善など、それに伴う経費が多額になりますので、それらのことを勘案しながら検討する必要があるというところでございます。

なお、住宅以外の用途に使用することにつきましては、公営住宅法の規定によりますと、困難であると考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 次に、中口総務部長。

中口総務部長 インターネット上での岬町例規集の公開についての掲載時期等について、お答えいたします。

本町では、公務を進める上での基本根拠であります岬町例規集について、関係法令に精通するため、例規システムを導入し、庁内LANにより、職員等のパソコンに情報を提供しているところでございます。そのことにより、複雑で多岐にわたる行政課題に対し、より適切・効果的に事案を解決するとともに、条例改正等の資料作成の時間短縮及びペーパーレス化にも、あわせて努めているところでございます。

なお、岬町例規集の一般住民等への公開につきましては、町政の透明性を高めるため、平成19年度事業として、岬町ホームページに、岬町例規集を掲載するべく、現在、作業を進めているところでございます。作業の進捗状況については、12月中旬をめどに、岬町ホームページに掲載する予定となっております。ただ、本年9月議会終了分までを掲載することと、今現在、作業を進めております。

なお、庁内パソコンで、先日、中原議員が私用での閲覧ができなかったということござい

すが、後日、担当より、十分親切、丁寧に説明させていただきたいというように思いますので、よろしく申し上げます。

辻下正純議長 次に、白井住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方から、ごみ行政について回答させていただきます。

地球温暖化が進む中、環境への負荷を軽減し、循環型社会の形成を目標とした持続可能な取り組みが求められております。この循環型社会の形成を推進する1つの取り組みとして、廃棄物対策があり、国は、ごみ排出量の抑制を重要課題と位置づけしております。このごみの排出量の抑制を図るため、また、ごみの再利用を促し、排出量に応じた住民負担の公平化及び住民の意識改革を促進するため、国は一般廃棄物処理の有料化を積極的に推進する方針を示しているところでございます。

本町では、こうした国の方針を踏まえまして、ごみの排出抑制や再利用、また、ごみに対する意識改革を促す機能を持つ有料化制度を新たに導入するごみの有料化に関する基本方針を昨年8月に、その後、先進地の視察や有料化に関する多くのご意見を踏まえまして、ごみの減量化及び有料化に関する実施計画を昨年11月に、それぞれ議会で説明を行うなど、本町の今後の有料化の方針及び住民負担の内容をお示したところでございます。

また、ごみの有料化では、指定ごみ袋制及び均一従量制を予定し、プラスチックごみなどの資源ごみを徹底して分別することにより、現在、使用するごみ袋の枚数や大きさが変わる。すなわちごみの減量化を図りながら、指定袋による負担をいただく手数料の負担も比較して軽くなるなど、有料化に伴う住民負担の軽減についても、十分配慮しながら進める内容であることをご説明申し上げたところでございます。

本町におきましては、こうしたごみ有料化に関する基本方針等に基づきまして、また、有料化に伴う適切な住民負担のあり方につきましても、議会を初め関係者のご意見を踏まえながら、引き続き進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 中原議員。

中原 晶議員 まず、子育て支援についてご答弁いただいた内容ですけれども、妊婦健診について、来年から3回ということで、ふやすのは結構かと思っておりますけれども、5回以上の原則というところには、なかなかいけないということであろうかと思っております。

今、芦田部長がお答えになった中で、周辺の市町村とか、府下の自治体の状況も見てと。町財政もかんがみて総合的に判断するというお答えでしたけれども、町財政は、当然、しっかり見て

いきながら進める必要はあると思うんですが、周辺の市町村ですとか、大阪府下の市町村の状況をわざわざ気にする必要はないんじゃないかなと思います。こういう住民にとってプラスになることは、周辺はやろうとやろまいと、どんどんやっていくべきであるというふうに考えますので、周辺に足並みをそろえてとか、そういうようなお考えはお捨てになるべきではないかなということをお願いしておきたいと思います。さらに、今後もふやすように努力を続けていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、子育て支援センターについて、さらに詳細にわたっていろいろなことをご説明いただいたところであります。緑ヶ丘保育所として設立された、昭和47年と申されましたけれども、これは私の生まれた年でして、同い年ですから大事にしたってほしいと思うんですけれども、私もいろいろと傷んできてますから、施設的にも傷んでくるやろうなというのは思いますけれども、私、ちょっと改めて施設の中を見せていただいたんです、先日。そうしますと、1階部分から外に出た、テラスというんか、雨よけのひさしの部分がありまして、1階から上のひさしを見上げると、金属の部分がたくさんあるんですけれども、雨よけの。その金属が周りがぼろぼろにはげ落ちてたりとか、これはいつ落ちてくるのかなと思うような状態のところ非常多くありました。また、コンクリートが剥離しているところも部分的にあったり、これはどないしてあいた穴なんかというような、コンクリートに穴があいているところなんかもありましたので、もし子供ですとか、職員さんやとか、利用しておられる保護者の方とか、人が通っているときに、上からコンクリートがぼろっとはがれて落ちてきたら、どうなるのかなという、もしそういうことが起こったらなど、いつ起こるかかわからへんなというのが、見せてもらったの率直な感想でした。

何か事故が起こってからでは遅いということもありますし、利用者の層も、弱いと言ったらいいかどうかわかりませんが、子供の利用も多いところでもありますから、今後も計画的に補修を進めるべきであるというふうに考えます。

先ほど、補修について、これまで少しずつ補修を重ねながら、あの施設何とかもちこたえて頑張ってもらっているということは、先ほどの答弁でよくわかりました。ただ、それでは不十分だというふうに私は考えますので、今後も、少しでも安全で安心して利用できる施設として、充実させていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、職員についてですけれども、はっきりと申し上げませんでした、要するに増員は難しいということであったかと思えます。今後の取り組みのことも少しお話されておりましたけれども、先ほど説明いただいた事業に、さらに今後の取り組みを加えていこうと思えば、今行っ

ている内容でも、非常に職員の負担は重い状態だと思うので、さらに広げていくには、職員の充実が不可欠やというふうに感じています。当面のことはお話されて、事業の質を向上させると、ニーズを把握していくということをお話されておりましたけれども、そこにとどまることなく、さらに充実させるために、増員を図っていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

安全対策についてですけれども、危険を認識されているということは、以前からの答弁でもお聞きしていたところであります。それで、以前どのような質問があつて、どのような答弁をなさっているのかと思ひまして、2003年の6月議会と2006年の6月議会での質問と答弁について、改めて確認をさせていただきました。2回とも協議していくというふうにお答えになっているんですけれども、1つお聞きしておきたいのは、協議していくというふうにお答えになっている限りは、このお答えになった後、何らかの協議をされたのかなと思うんですけれども、そのあたり、具体的にだれと、いつ、どんな協議をされたのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

情報公開についてですが、まだ公開されていないということで、努力をしていっておられる最中なのかなというふうに思ひますけれども、一日も早く公開できるように頑張りたいところでもあります。

なお、先ほどの答えの中で、9月議会の終了分までということで、作業的には大変な部分がありなのかなということはお察しいたします。ほかの自治体の公開についても、確かに時期を見ますと、古い時期までしか公開できていないところもたくさんありましたので、これはなかなか困難なことが伴うんだなというふうなことは感じておるんですけれども、なるべく早い段階で、住民の皆さんに正確な内容をお知らせできるように努力をしていくべきだと考えています。

これで岬町が例規集を公開できれば、最後、大阪府下で残っているのは、あと2つですからね、一番最後にならんで済むわけですから、頑張りたいなと思ひます。

先ほどお答えいただいてなかったんですけれども、例規集の中身をすべてお載せになるのか、条例のみなのか、規則とか、そのあたりまできちっと載せられるのか、そのあたりについてお答えをいただきたいと思ひます。

それから、私がよう見つけへんかったということで、担当の方が親切、丁寧に教えていただけるといふことでしたけれども、それは非常にありがたいお心遣いなんです、だれかに親切、丁寧に教えてもらわんと、どこにあるんかわからへんような載せ方はせんようにしていただきたい。のぞいたら、あっ、ここに条例が、例規集、ここに載っているのかというのがすぐわかる

ようにするのが大前提であるというふうに考えますので、そのあたりはご配慮いただきたいと思
います。

それから、町営住宅の空き室の貸し出しの問題ですけれども、1つ、経費が多額になるという
ことをお答えの中で言うておられました。おそらく室内を壁紙を張り直してとか、改装というん
かな、そういう作業のことだと思うんですけれども。実は、私に提案いただいた方のお言葉をか
りますと、改装せんでも、そのまま貸してもいいんとちがうのという提案だったんです。余り
ぼろぼろだったら問題あるのかもしれないんですけれども、その方の視点としては、町の財産、
財政に少しでも貢献できることはないのかという立場で、私にお話してくださっていたので、貸
すために、またわざわざ高いお金をかけて貸すということをしなくても、そういう団体であれば、
改装しないですけども、それでよければ使ってくださいという条件をつけて貸すとか、そういう
ことを考えたらどうなのかなという提案でしたので、財政的な負担にならないようにしながら、
貸せるように。わずかでも町の財政に貢献できるような仕組みづくりを考えてはどうかという
ふうに、先ほどの答弁をお聞きして感じておりました。やはり家というのは、使わないと傷
んでいくものでもありますので、そういう意味では、人の出入りがあった方がいいんじゃないか
なということもありますので、条件を整えていただきたいなと思います。これは要望をしておき
ます。

それから、最後のごみについてですけれども、白井部長はいつも難しいことを言うので、今ま
でお示しいただいた岬町におけるごみ行政についての考え方を改めてお聞かせいただいたところ
かなと思います。その上でお聞きしておきたいのは、先ほどの話の中でもありましたし、以前か
ら繰り返しおっしゃっておられる普通家庭ごみの有料化の問題であります。これについては、私
は以前から繰り返し申し上げておるんですけれども、有料化でごみが減るのはいつまで、数年
たつと、ひどいところでは有料化の前よりもごみがふえているところがあると。すべてがそうだ
とは申し上げませんが、そういうところもあると。ごみを減らすという目的で有料化して
おきながら、一たんは有料化によって減っても、数年立てば、以前よりもふえるというのは本末
転倒のお話ですので、そういうことが起こっているところがあるじゃないかと。本当に有料化で
ごみが減らせられるんでしょうかということを繰り返し申し上げてきました。

さらに、白井部長も、3月議会の中でこう述べておられます。ごみの有料化につきましては、
ごみ排出量の減量化に有効な手段であると評価する意見が一般的でございます。しかし、一部に
おいては、有料化直後に減量化が見られるものの、その後徐々に増加する。すなわちリバウンド
による持続的な効果が期待できないという意見もあります。また、ごみ有料化の先進自治体にお

いては、ごみが余り減らない団体から、約半減した団体まで、有料化の内容により、かなりばらつきがあることから、減量化効果について論点が生じていることにつきましても、私たちは承知しているところでございますというふうにおっしゃっておられました。ここでよくわかるように、ごみの有料化が必ず減量化につながるかどうかということは、わからないというのが、3月議会での白井部長の答弁であったのではないかなというふうに思います。

動機づけになるということをしきりに主張されますけれども、それは動機づけになるかもしれませんが、確かに。ただ、それがもし一時的なことであるならば、その動機づけの意味が、さてどこまであったのかと。後でさらにごみがふえてくるようなことになったのでは、本当の意味でのごみ問題の解決にはならないということではないかなというふうに感じておるところであります。

いつも白井部長がお話になることを聞いておりますと、結論として、有料化というのを決めているという印象が非常に強いんです。有料化ありきという考え方ではなくて、有料化しないで、ごみを減らしている他の自治体の取り組みをお調べしたりですとか、有料化する前にできる努力を自治体として、まだできることがあるんじゃないかというふうに私は感じているんですけども。

ここで1つ質問したいのは、例えば有料化しないで、ごみを減らしている実態をお調べになったことがあるかと。もしお調べになっておられたら、どんなところを調べられたのかお聞きしたいと思います。

有料化せずにごみを減らしているという自治体はいろいろとありますけれども、有料化するしなにかかわらず、当然ごみは減らしていかないといけないというのは変わらないことですし、白井部長も、有料化したとしても、減量効果を持続させるための総合的な施策の展開を行う必要があると。リバウンド抑制とか、不法投棄の抑制も考えて、減量効果を持続させないとはいけませんよというふうにご自身で、3月議会でもおっしゃっておられるわけですから、いろいろな事例をお調べかなと思いますが、他の自治体でどんな努力をされているのか、お調べになったところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、ごみに関して、資源ごみの回収について、1つ申し上げておきたいことがあります。資源ごみの回収が非常に進められていることは、本当に大きく評価すべきことであるというふうに感じておりますし、さらに広げられる要素がたくさんあるというふうに考えておりますが、古紙回収についての周知をもう少し強力にやってはどうかというふうに感じておるところであります。古紙については、いろいろな出し方をされているご家庭があると思いますけれども、普通の家庭ごみと一緒に、古紙は古紙で分別して出しておられるところも結構あると思うんですが、

分別して出してある古紙もきちっと町が回収していってくれるんだと。それをさらに資源として生かすというふうな取り組みをしているということを知らない住民の方がおられますので、古紙回収にもご協力くださいということをもっとPRしてはいいんじゃないかなというふうに感じておるところであります。

特に紙のごみは、ごみの蘇生の中で非常に割合が高いというふうにお聞きしておりますので、そういう意味でも、ごみ全体を減らしていくということにもつながるかなと思いますので、古紙回収を家庭ごみと一緒に回収もできていますということをアピールしていくのは、いいんじゃないかなというふうに感じております。そのあたりについて、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 私の方からは、例規集の関係の方をお答えさせていただきます。

岬町の例規集のホームページへの掲載内容についてでございますが、掲載内容としては、条例、施行規則、規定等がございます。その中で、条例については、すべてそこに掲載いたします。ただ、施行規則等につきましては、現課の方で持っているところもございますので、その部分については、主要な部分を中心に掲載させていただきます。

以上でございます。

辻下正純議長 松永事業部長。

松永事業部長 中原議員の孝子2号踏切の件でございますが、協議していくと答弁している。その後の協議の時期と相手はいつごろかというご質問でございましたが、2006年の6月の議会で、たしか田島議員がご質問であったというふうに思います。そのときのご答弁で、きょうと同じように、第二阪和国道の延伸にあわせて、何とか孝子2号踏切については、改良を行えるように国に働きかけてまいりたいというご答弁をさせていただいていると思うんです。

きょうと同じようなお話でございますが、その後、大阪国道事務所長とも一度お話はさせていただいたんですが、基本的に、大阪国道は現国道の管理をつかさどっている役所でございますが、大阪国道が工事をしようしますと、道路を1本、中孝子側に振ると。国道と踏切の間をあけて、そこを退避車線なりをつくるというようなそういう事業になります。そうなりますと、田島議員のご質問のときにも回答させていただいておりますが、中孝子の地権者の方々が、それは2003年のときにもご答弁させていただいているかと思いますが、なかなかご協力が得られないということで、大阪国道事務所単独では改良できないということが推察できるわけでございますので、

2006年の6月に、田島議員のご質問のときに、第二阪和国道が延伸されたときに、そのときにあわせて何とか改良ができるように国に働きかけてまいりたい、協議していきたいということでございまして、それが、まさに今、これから事業化されまして、この間の議会でもご説明がございましたように、来年の1月から説明に入って、20年度には測量にかかっていくということでございますので、その事業の中で何とか踏切を改良できるようにということで、これから協議させていただくということでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 白井住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方からごみ行政のうちの再質問にもございました、有料化を実施しない自治体の状況、ごみの減量化をするには有料化する必要がないのではないかというご意見かと思えます。まず、有料化の件でございますが、現在、岬町のごみの排出量の減量化の状況でございますけど、それを先に述べさせていただきたいと思えます。

排出量の減量化の状況につきましては、平成18年度現在で、平成22年度におきまして、10年前の平成12年度と比較して、20%以上の排出量を抑制するというのが町の目標でございます。それに基づきまして、基本的な考え方をまとめたところでございます。

平成18年度現在で、約13%程度の削減となっております。目標の20%の達成については、今後、努力は必要であろうと考えているところでございまして、その1つの方策として、有料化について提案させていただいているところでございます。

あと、そうしますと、有料化しなくても減量化している団体はたくさんあると聞いたわけなんですけども、具体的に、愛知県の名古屋市なんかにおきましては、有料化を行わずに、ごみの減量化を行っているということを聞いているところでございます。しかし、その中身を見ますと、すべて国の基本も示しております。3R、すなわち抑制、リデュースとリユースを中心にいたしまして、そして、次にリサイクルという形でやっております。まず、ごみをつくらない、発生させないということを優先的に計画として位置づけさせまして、その上に、次にリユース、そして最後にリサイクルという形で、分別収集を行うと。そういうような収集計画に基づきまして、減量化を行っているということも聞いているところでございます。

しかし、これにつきましては、全国的な傾向といたしましては、前からご説明申し上げているとおり、やはりごみの有料化というのは、一番、排出の抑制として有効であるということ、これはもう先ほどの答弁のとおり、国の方も、そういうふうな形の方針で進めておりますので、それにおきまして、こういう形で進めてまいりたいなと考えているところでございます。

それと、有料化いたしましても、減量化につながらないというご意見ございましたが、それについて、私も3月の議会で答弁させていただきましたが、はっきり申し上げて、先進団体におきましても、削減効果につきましてはばらつきがあることは事実でございます。

その要因につきまして、もう一度ご説明申し上げたいと思うんですけども。その要因につきましては、まず有料化の金額設定と有料化の手法、すなわち均一従量制とか一部従量制などが主な要因であると考えているところでございます。

一般的にごみの排出量の削減効果といえますのは、有料化の金額に正比例すると。有料化の金額が高ければ高いほど、減量効果が生まれるところでございます。しかし、その金額設定についても住民負担の適切な負担のレベルの問題もございまして、また、手法におきましても、岬町では均一従量制を予定しているわけなんですけれども、一部従量制におきましては、なかなか削減効果が生まれにくいという状況がございまして、そういう手法をどのようなところにウエートを置いてやるかによりまして、その削減効果が各団体ごとにあらわれているという状況でございまして、岬町におきましては、先進地の団体がたくさんございまして、それらを踏まえて、最終的に、一番岬町にとっていい方法を選択してまいりたいということを考えているところでございます。

それと、もう1点、資源ごみの回収、これにつきましては行っているわけなんですけど、PRにつきましては、毎年3月、4月におきまして、ごみの出し方という形で大きなパンフレットをお配りしているわけなんですけど、その中にも古紙につきましては、ひもで縛って、家庭ごみとあわせて出させていただきたいという形で、ポスターで広報させていただいているわけなんですけど、なかなか周知が十分伝わっていないという状況でございまして、確かに資源ごみにつきましては、古紙は、ペットボトルとあわせて、なかなかリサイクル率も高いということを聞いておりますので、それらを踏まえますと、もう少し適切な有効な周知が必要と考えておりますので、これについては、今度内容につきまして、検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 中原議員。

中原 晶議員 今、改めて再質問についてご答弁いただきました。

例規集、条例をインターネット上で見られるという問題につきましては、今お聞きした中では、条例はすべて載ると。規則や規定については主要なもののみというお返事でしたけれども、行政が持っている情報は、なるべく住民の皆さんにお知らせしていった方がいいということは、当然お考え一致できることだと思いますので、さらに充実させるように、今後も取り組みをしていっていただきたいと思います。

それから、新たに議会ごとに更新していく作業ですとか、管理についても大変な部分もあろうかと思いますが、住民の皆さんの立場に立って頑張っていたきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、孝子の踏切についてですが、第二阪和の延伸にあわせてということのを改めてお聞かせいただいたところであります。この問題については、孝子の踏切が危険だということは、以前から問題としてあったわけで、この11月に大阪府と国土交通省の方に要望に行く機会がありましたので、その機会を利用して、府と、それから国土交通省の方に、この問題を要望してきております。その中では、大阪府の公安の方からでは、幾つかの提案もしていただいております。今の状況よりも少しでも安全なように通行してもらえようということ、こういう安全対策ができるのではないかなという提案もいただきました。けれども、これは府の担当の方とお話をしていると、まず町の方から要望を上げてほしいということをおっしゃっておられました。

また、国土交通省との交渉では、これはちょっと驚きだったんですけども、この問題については、「認識したところであります」と言われまして、今まで聞いてはれへんかったんか。たまたま交渉の場に来た担当の方が知らなかったのかもしれないけれども、一応前もって要望も出しておりますので、向こうも前もって返事を考えて、調べたり考えたりして臨んでおられると思いますけれども、「認識したところであります」というふうに言われて、ああ、知らなかったのかなというふうに思ったんですけども。

国との交渉でも、話し合いをしていて、安全対策していく必要があるということは言うてましたが、やはりここでも町が主体となつての事業について支援をしていきたいというふうに言っておりますので、府の方でも、国土交通省の方でも、町の主体性が大事なんやということを言われたんです。ですので、実際に、国の方からは、町が主体となつた事業については、町の要望を受けて、適切な補助を出していくことを検討したいというふうにもお答えいただいておりますので、第二阪和の延伸のときに、あわせて強く要望をしていくべきであるということを改めて申し上げておきたいと思います。

この問題については、孝子の地元の方は当然ですけども、例えば淡輪小学校のPTAなんかからも、要望として、この箇所については安全対策を講じてほしいということが上がっているくらいですので、きちんと強く要望してきてほしいなというふうに思います。

それから、ごみ問題について、名古屋市の例を挙げておられましたけれども、確かに名古屋市は、非常に努力して進んでいるところであると、私も認識しているところであります。ほかの自治体を見ましても、やはり決め手になっているというか、ごみが実際に減っていつているところ、

有料化するしないにかかわらず、ごみを減らしていっているところは、やはり行政の努力と住民の協力がうまくマッチしているという傾向があるように、私は感じているんですね。本当に細かくやっているところなんかでは、お住まいの人口の4人に1人は、ごみに関する説明会に参加して、いろんな意見を言ったり、懇談会に参加したりというようなくらい、住民の意識を改革していく努力というのを行政が力を入れているというところをすごく感じるわけなんです。そういう点で、岬町は非常にそういう取り組みは弱いのではないかなというふうに私は感じています。

住民の協力がなければ、有料化になって、もしたん減ったとしても、またふえていくという可能性もありますし、ごみを減らし続けていくということは、住民の皆さんに協力してくださいという説明と、納得と合意と、そういうことに行政として、より一層努力していく必要があるのではないかなというふうに感じておるところであります。

今後、そのあたりについても少しお考えをいただいて、進めていっていただきたいと思うんですけども、時間がないので、私の考えだけ述べさせていただきますが、やはり相変わらず、有料化ありきという考えをお持ちなんだなということを改めて、先ほどの答弁をお聞きして、感じたところであります。

有料化するにしても、行政としてやるべきことをやり尽くした上での有料化であれば、住民の皆さんも合意が得られるかもしれませんが、今の範囲の努力の中で有料化するというのは、非常に住民の皆さんに対して、安易に負担を押しつけているだけだというふうに感じざるを得ません。住民の皆さんからは税金を既にいただいているわけで、その中からごみ処理の費用も充てているという格好ですのに、さらにごみ処理のためにお金を払わせるというのは、二重取りではないのかというふうに批判されてもいたし方ないような状況ではないのかなというふうに感じておりますので、今後さらにごみの減量化を図れるように、細かい施策も含めて、努力をしていっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

辻下正純議長 中原 晶君の質問が終わりました。

辻下正純議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、明日、12月5日午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日は、どうもご苦労さんでございました。

(午後2時00分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年12月4日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 谷 本 貢

議 員 反 保 多喜男